

特定非営利活動法人森林セラピーソサエティ 令和3年度第1回社員総会 議事録

1. 日時：令和3年8月11日15時00分から令和3年8月11日16時00分
経緯：社員総会の議事を載せたメールの発出時刻から、正社員全員の返信メールが到達した時刻迄
2. 場所：NPO 森林セラピーソサエティ事務所（電子メールによる開催）
経緯：電子メールによる第2回理事会（令和3年7月30日通知8月2日開催）において、今期の社員総会の予定議案として、任期満了による役員人事案件があるが、全員留任で異存なしとする全員一致による決定を受けていることから、コロナ禍による特別例外措置として電子メールによる社員総会とした。
3. 出席正会員数：大槻幸一郎氏、新貝憲利氏、高橋通子氏、李卿氏、平野秀樹氏、瀬上清貴氏、春日未歩子氏（会員歴順）以上7名全員（うち委任状出席者数0名）：正会員総数7名
出席監事数：1名 監事総数1名（監事中谷久明氏）
○返信電子メールの到達時刻：令和3年8月6日5時43分から令和3年8月10日14時22分まで（全員から事前通知の開催時刻以前に意思表示があった。）
4. 議長及び議事録署名人の選任
特定非営利活動法人森林セラピーソサエティの総会において、正会員大槻幸一郎氏、新貝憲利氏、高橋通子氏、李卿氏、平野秀樹氏、瀬上清貴氏、春日未歩子氏全員（会員歴順）が設定されていた期限（令和3年8月11日15時00分）までに電子メールで返信があり、出席したものとみなされた。
理事長 瀬上清貴は、各正会員からの電子メールを令和3年8月10日14時30分に開封確認した上で、今回の総会は正会員全員の出席があったとみなされるので有効に成立した旨、及び合法的かつ有効に社員総会が開催されたことを宣し、議事録に残した。
議長は理事長が当たることを予め電子メールで全員が了承した。
また、議事録署名人には理事長の他、正会員新貝憲利氏及び正会員春日未歩子氏が当たることを全員が了承した。
経緯：電子メールによる議長及び議事録署名人の選任手続きは次の通り行われ、異

議を唱える者は一人もいなかった。

電子メール記載事項：「社員総会の議長は、定款第24条により、正会員による互選となっています。また理事会は定款第33条により理事長が議長となることとされています。今回の電子的方法による会の進め方では、議長という形は取れませんが、このような形で議事をお送りする以上、どちらも形式的に理事長を議長として頂きたいと思えます。議事録署名人については、理事会は理事長のほか、副理事長新貝憲利氏及び監事中谷久明氏を。社員総会は理事長の他、正会員新貝憲利氏及び正会員春日未歩子氏にお願いしたいと思えます。以上について、ご承認いただけない場合は、Emailにて至急ご意見をお知らせください。」

5. 議事

第1号議案 任期満了に伴う理事・監事の改選について、全員を留任とさせて頂きたい件について

議長は令和3年8月10日、各正会員からの電子メールの最終のもの到達を確認した後、14時30分に順次全メールを開封したところその結果は次の通り被選任者各位に付き、全員承認とするものであった。

理事（先任順）

新貝 憲利氏： 選任承認（7名全員）
高橋 通子氏： 選任承認（7名全員）
李 卿氏： 選任承認（7名全員）
平野 秀樹氏： 選任承認（7名全員）
瀬上 清貴氏： 選任承認（7名全員）
須藤 純正氏： 選任承認（7名全員）
春日未歩子氏： 選任承認（7名全員）

監事

中谷 久明氏： 選任承認（7名全員）

これにより、議長は、各位の選任（留任）が全て異議なくこれを承認されたこと、また全国セラピー基地ネットワーク会議会長が定款により理事に就くことが定められていることから、同会長である中井章太奈良県吉野町町長を理事とすることを宣し議事録に残した。

なお、任期は、定款及び公益法人等の運営に関する法令に基づき、令和2年度の決算を審議する社員総会での承認の日（令和3年8月11日）から令和4年度の決算を審議